

★博物館に相当する施設の指定に係る基準

項目	審査基準	添付書類	
	審査基準	必要書類	書類例
I. 共通		・館則 ※目的、開館日、運営組織、その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものの写し	
II. 設置者	博物館法（以下「法」という。）第19条第1項による登録の取消し、または同法第31条第2項による指定の取消しの日から2年を経過しない者でないこと	法第19条第1項による登録の取消し、または同法第31条第2項による指定の取消しの日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類	参考様式（宣誓書）
III. 資料の収集、保管および展示、研究調査を行う体制	①基本的運営方針 1. 資料の収集、保管および展示（インターネット利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む）ならびに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表していること 2. 当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること	①施設の基本的運営方針を示す資料および当該方針の公表方法を示した書類 ②相当の公益性をもって指定施設を運営する体制が整備されていることを示した書類	
	②資料の収集および管理の方針 1. ①に規定する方針に基づき、資料の収集および管理の方針を定めていること 2. 当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること	①資料の収集及び管理の方針を示した書類 ②資料を体系的に収集する体制を整備していることを示した書類	関係諸規程、資料収集方針、資料の点検計画または実績等
	③目録の作成および資料の管理、活用 1. ②に規定する方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成していること 2. 当該資料を適切に管理、活用する体制を整備していること	①資料の目録 ※所蔵する資料を示す書類で足り、詳細な情報や画像等の添付は不要 ②資料を適切に管理、活用する体制を整備していることを示した書類	
	④展示 1. 公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、または特定の主題に基づき、所蔵する資料もしくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること		
	⑤調査研究 1. 単独または他の博物館もしくは法第3条第1項第12号に掲げる学術もしくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること	①展示、調査研究および学習機会の提供等の事業の計画（申請年度分）または実績（前年度分）を示す書類 ②展示、調査研究および学習機会の提供等を行う体制が整備されていることを示す書類 ③施設の事業に関する収支計画（申請年度分）を示す書類	①：事業計画、事業報告、研究紀要等 ※頭の数字は必要書類欄に記載の書類の項番に対応（以下同様）
	⑥教育活動 1. 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他教育活動を行う体制を整備していること		
	⑦研修の機会 1. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること	・職員への研修の実施計画（申請年度分）または実績（前年度分）を示す書類（国や県等が実施する研修に職員を参加させる計画または実績を含む。）	
IV. 学芸員およびその他の職員	①Ⅲ-①に規定する方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること	・館長の氏名、職務内容および経歴を示す書類	
	②学芸員に相当する職員が置かれていること	・学芸員に相当するの氏名、職務内容および経歴を示す書類	参考様式（職務経歴書）、事務分掌等
	③Ⅲ-①に規定する方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること	①その他の職員の名簿および職務分担を示す書類 ②組織図等施設の運営を行う組織の態様を示す書類	①職員名簿、事務分掌等
V. 施設および設備	①資料の収集、保管および展示ならびに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設および設備が整備されていること	①施設の事業に用いる土地および建物の図面 ②施設の事業に用いる土地および建物の保有形態（所有・借用の状況）を示す書類。 ③当該土地および建物を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類	②不動産の登記事項証明書等（発行日から3か月以内のもの） ③賃貸借契約書等
	②防災および防犯のために必要な施設および設備を有していること		
	③指定施設の規模および展示内容に応じ、利用者の安全および利便性の確保のために必要な配慮がなされていること	防災および防犯の観点から対応している事項を示す書類	必須：公的機関が発行する安全性等を証する書類（建築確認済証、消防用設備等検査済証等） その他：危機管理マニュアル、関係設備配置図面等
	④高齢者、障害を有する者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が当該指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 ※「だれもが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例」に基づき知事に届出をしている場合は、その届出書等も併せて提出すること。	
VI. 開館日数	①一年を通じて100日以上開館すること	一年を通じて開館日が100日以上あることを示す書類	事業報告、事業計画等